

令和4年米子市議会7月定例会議案

令和4年7月15日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
51	専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）	市 民 税 固 定 資 産 税	<p>処分年月日 令和4年3月31日</p> <p>〔改正理由〕</p> <p>令和4年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行ったもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の額については、当該商業地等に係る令和4年度分の税額が、令和3年度分の課税標準額に、令和4年度の価格に100分の2.5（現行100分の5）を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該額とすることとした。 2 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、下水道除害施設に係るものに関し、固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合を次のとおり改めることとした。 現行4分の3→改正後5分の4 3 その閲覧をし、又は交付を受けようとする者が、手数料を納付しなければならない固定資産課税台帳及び固定資産課税台帳記載事項証明書に、DV被害等を防止するための措置を講じたものを含むこととした。 <p>〔施行期日〕</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号） 令和4年3月31日公布 令和4年4月1日施行（一部施行日別途）</p>

5 2	専決処分について（令和4年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））	財 政	処分年月日 令和4年5月31日 明細別紙
5 3	専決処分について（令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第2回））	財 政	処分年月日 令和4年6月6日 明細別紙
5 4	米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立の支援を図るため、国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本市の職員の育児休業等に関する制度について改正を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常勤職員の育児休業について、子の出生から57日間の期間内に育児休業をしようとする場合の任期に係る要件を緩和することとする。 2 非常勤職員が、子の1歳6か月到達日以降、2歳に達する日までの期間において、配偶者と交替して育児休業を取得することができるよう、その取得の要件を改めることとする。 3 原則2回まで育児休業を取得することができるようになることに伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情について、育児休業等計画書により申し出た場合を削除する等の整理を行うこととする。 <p>〔施行期日〕</p> <p>令和4年10月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）</p> <p>令和4年5月2日公布 令和4年10月1日施行</p>

5 5	米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市創造	<p>中島一丁目地区地区整備計画区域及び河崎中央地区地区整備計画区域について、条例による建築物の制限を設けるため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 中島一丁目地区地区整備計画区域において、建築物の用途等について次のとおり制限を設けることとする。</p> <p>(1) 用途の制限 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(2) 容積率の最高限度 10分の20</p> <p>(3) 建蔽率の最高限度 10分の6</p> <p>(4) 高さの最高限度 20メートル</p> <p>(5) 壁面の位置の制限 道路境界線から1.5メートル(車庫、物置等で小規模なものは、1メートル)以上、隣地境界線から1メートル以上離すこと。</p> <p>(6) 垣等の構造の制限 生け垣又は最高の高さが2メートル未満のものとする。</p> <p>2 河崎中央地区地区整備計画区域において、建築物の用途等について次のとおり制限を設けることとする。</p> <p>(1) 用途の制限</p> <p>ア 住宅地区 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>イ 商業施設地区 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(2) 容積率の最高限度 10分の20</p> <p>(3) 建蔽率の最高限度 10分の6</p> <p>(4) 高さの最高限度 20メートル</p> <p>(5) 壁面の位置の制限 道路境界線から1.5メートル(車庫、物置等で小規模なものは、1メートル)以上、隣地境界線から1メートル以上離す</p>
-----	---	------	--

			<p>こと。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p> <p>[参考法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法（昭和25年法律第201号） 第68条の2（市町村の条例に基づく制限） 第1項 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）
5 6	米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	市民税 固定資産税	<p>令和4年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分（現行：令和15年度分）の個人の市民税及び居住年が令和7年（現行：令和3年）であるものまで延長することとする。 2 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるための所要の整備を行うこととする。 3 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名を加えることとする。 4 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出すべき者として、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）を有するもの等を加えるとともに、当該申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を加えることとする。 5 手数料の納付の対象とする固定資産課税台帳の閲覧及び納税証明書等の交付に、D

			<p>V被害等を防止するための措置をしたものの閲覧又は交付を含むこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>上記1、3及び4…令和5年1月1日</p> <p>上記2…令和6年1月1日</p> <p>上記5…民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）</p> <p>[関係法令]</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）</p> <p>令和4年3月31日公布</p> <p>令和4年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
57	米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税 経済戦略	<p>この条例の適用となる認定事業者の要件である当該認定事業者が地域再生法に基づく計画認定を受ける期限及び認定事業者が当該計画認定に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従い特定業務施設を整備する期間を延長しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 この条例の適用を受ける認定事業者は、令和6年3月31日まで（現行：令和4年3月31日まで）に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた者とする。</p> <p>2 地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の対象となる当該特定業務施設の整備の期間は、認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後3年（現行：2年）を経過する日までとすることとする。</p> <p>[施行期日等]</p> <p>公布の日施行。令和4年4月1日から施行の日の前日までの間に計画認定を受けた認定事業者についても適用</p>

			<p>〔関係法令〕</p> <p>1 地域再生法（平成17年法律第24号） 第5条、第17条の2及び第17条の6</p> <p>2 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号） 令和4年3月31日制定 令和4年4月1日施行 第2条</p>																																	
58	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度（長期優良住宅維持保全計画の認定制度）が創設されたことに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料を定める等所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>長期優良住宅維持保全計画の認定申請等に対する審査について手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとする。</p> <p>(1) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請及び当該認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請に対する審査に係る手数料の額</p> <p style="text-align: right;">（単位：1件につき・円）</p> <table border="1" data-bbox="898 1408 1477 1841"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>確認書等の添付がない場合</th> <th>確認書等の添付がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建て</td> <td>72,000</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>一戸建て以外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～500㎡</td> <td>147,000</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>500㎡～1,000㎡</td> <td>235,000</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡～3,000㎡</td> <td>464,000</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡～5,000㎡</td> <td>832,000</td> <td>137,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡～10,000㎡</td> <td>1,430,000</td> <td>209,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡～20,000㎡</td> <td>2,646,000</td> <td>355,000</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡～30,000㎡</td> <td>3,781,000</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td>30,000㎡～</td> <td>4,631,000</td> <td>510,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">床面積の合計</p> <p>(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料の額 1件につき3,000円</p>	区 分	確認書等の添付がない場合	確認書等の添付がある場合	一戸建て	72,000	17,000	一戸建て以外			～500㎡	147,000	31,000	500㎡～1,000㎡	235,000	51,000	1,000㎡～3,000㎡	464,000	85,000	3,000㎡～5,000㎡	832,000	137,000	5,000㎡～10,000㎡	1,430,000	209,000	10,000㎡～20,000㎡	2,646,000	355,000	20,000㎡～30,000㎡	3,781,000	450,000	30,000㎡～	4,631,000	510,000
区 分	確認書等の添付がない場合	確認書等の添付がある場合																																		
一戸建て	72,000	17,000																																		
一戸建て以外																																				
～500㎡	147,000	31,000																																		
500㎡～1,000㎡	235,000	51,000																																		
1,000㎡～3,000㎡	464,000	85,000																																		
3,000㎡～5,000㎡	832,000	137,000																																		
5,000㎡～10,000㎡	1,430,000	209,000																																		
10,000㎡～20,000㎡	2,646,000	355,000																																		
20,000㎡～30,000㎡	3,781,000	450,000																																		
30,000㎡～	4,631,000	510,000																																		

			<p>[施行期日] 令和4年10月1日（一部公布日施行）</p> <p>[関係法令] 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号） 令和3年5月28日公布 令和4年2月20日施行（一部施行日別途）</p>														
59	財産の取得について	都市整備	<p>次のとおり財産を取得しようとするもの</p> <p>(1) 財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 土地 ・所在 米子市弥生町2番ほか2筆 ・面積 5,950.42㎡ <p>(2) 取得の目的 米子駅南北自由通路等整備事業用地として取得する。</p> <p>(3) 取得価額 2億6,555万4,882円</p> <p>(4) 相手方 米子市弥生町2番地 西日本旅客鉄道株式会社</p>														
60	令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙														
61	令和4年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）	下水道企画	明細別紙														
報告5	令和3年度米子市繰越明許費繰越計算書について	財政	<p>令和3年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">事業名</th> <th style="text-align: right;">翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政改革推進事業費</td> <td style="text-align: right;">7,842,000円</td> </tr> <tr> <td>職員課事務費</td> <td style="text-align: right;">9,900,000円</td> </tr> <tr> <td>契約検査事務費</td> <td style="text-align: right;">6,468,000円</td> </tr> <tr> <td>文書管理事務費</td> <td style="text-align: right;">6,765,000円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳ネットワークシステム費</td> <td style="text-align: right;">5,885,000円</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援金給付事業費</td> <td style="text-align: right;">304,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	行政改革推進事業費	7,842,000円	職員課事務費	9,900,000円	契約検査事務費	6,468,000円	文書管理事務費	6,765,000円	住民基本台帳ネットワークシステム費	5,885,000円	生活困窮者自立支援金給付事業費	304,000,000円
事業名	翌年度繰越額																
行政改革推進事業費	7,842,000円																
職員課事務費	9,900,000円																
契約検査事務費	6,468,000円																
文書管理事務費	6,765,000円																
住民基本台帳ネットワークシステム費	5,885,000円																
生活困窮者自立支援金給付事業費	304,000,000円																

市県民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費	1,314,222,000円
相談業務支援システム構築事業費	44,263,000円
障がい者支援事務費	19,260,000円
障がい者福祉施設整備費補助事業費	2,506,000円
放課後児童対策事業費（なかよし学級）	10,000,000円
放課後児童対策事業費（民間児童クラブ）	12,000,000円
なかよし学級施設整備事業費	7,000,000円
子育て世帯への臨時特別給付金事業費	100,710,000円
私立保育所等支援事業費	24,500,000円
公立保育所運営事業費	5,400,000円
家庭児童相談室運営事業費	2,706,000円
生活保護適正実施事業費	19,173,000円
こども総合相談窓口運営事業費	2,310,000円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	30,066,786円
がんばる農家プラン事業費	2,085,000円
米価下落緊急支援事業費	36,000,000円
土地改良事業費	12,500,000円
県営土地改良事業負担金	18,427,103円
農業基盤整備換地事業費	15,750,054円
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	5,900,000円
団体営土地改良事業費	9,905,267円
林道保全対策事業費	5,685,000円
林業成長産業化促進対策事業費	86,667,000円
もっとよなごを元気に！飲食店応援事業費	206,619,300円
米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業費	42,408,120円
県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	10,631,000円

単県小規模急傾斜地崩壊対策事業費	23,000,000円
道路維持補修事業費（補助）	138,169,300円
橋りょう補修事業費	143,666,074円
道路新設改良事業費	65,888,200円
市道安倍三柳線改良事業費	117,950,000円
和田浜工業団地内市道改良事業費	18,459,200円
市道上和田東22号線改良舗装事業費	42,900,300円
排水路補修事業費	7,280,000円
排水路新設改良事業費	177,183,108円
米子駅南北自由通路等整備事業費	1,230,501,559円
まちなかウォークアブル推進事業費（米子駅周辺地区）	14,100,000円
都市公園管理事業費	29,289,417円
県営街路事業負担金	18,354,720円
公園施設長寿命化事業費	44,917,700円
市営住宅長寿命化改善事業費	10,538,800円
教育支援センター整備事業費	17,392,000円
就学援助システム導入事業費	8,052,000円
小学校情報機器整備事業費	7,773,650円
小学校感染症対策等支援事業費	29,700,000円
小学校特別教室等空調設備改修事業費	59,153,000円
小学校バリアフリー化推進事業費	15,000,000円
啓成小学校校舎等整備事業費	51,124,000円
中学校情報機器整備事業費	3,380,500円
中学校感染症対策等支援事業費	13,950,000円
中学校特別教室等空調設備改修事業費	12,854,000円
米子城跡保存整備事業費	35,100,000円
史跡福市遺跡保存整備事業費	27,900,000円
東山庭球場擁壁改修事業費	28,500,000円

			災害復旧事業費（道路） 24,392,600円								
報告6	令和3年度米子市水道事業会計 予算繰越計算書について	水道局	<p>令和3年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="0"> <tr> <td>事業名</td> <td>翌年度繰越額</td> </tr> <tr> <td>基幹管路更新事業</td> <td>59,897,405円</td> </tr> <tr> <td>建設改良事業（営業費用）</td> <td>45,747,900円</td> </tr> <tr> <td>建設改良事業（建設改良費）</td> <td>186,035,300円</td> </tr> </table>	事業名	翌年度繰越額	基幹管路更新事業	59,897,405円	建設改良事業（営業費用）	45,747,900円	建設改良事業（建設改良費）	186,035,300円
事業名	翌年度繰越額										
基幹管路更新事業	59,897,405円										
建設改良事業（営業費用）	45,747,900円										
建設改良事業（建設改良費）	186,035,300円										
報告7	令和3年度米子市水道事業会計 継続費繰越計算書について	水道局	<p>令和3年度において計上した継続費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度継続費予算現額</td> <td>475,218,000円</td> </tr> <tr> <td>支払義務発生額</td> <td>105,464,800円</td> </tr> <tr> <td>翌年度通次繰越額</td> <td>369,753,200円</td> </tr> </table>	令和3年度継続費予算現額	475,218,000円	支払義務発生額	105,464,800円	翌年度通次繰越額	369,753,200円		
令和3年度継続費予算現額	475,218,000円										
支払義務発生額	105,464,800円										
翌年度通次繰越額	369,753,200円										
報告8	令和3年度米子市下水道事業会計 予算繰越計算書について	下水道企画	<p>令和3年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="0"> <tr> <td>事業名</td> <td>翌年度繰越額</td> </tr> <tr> <td>管渠整備事業</td> <td>1,274,164,900円</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場整備事業</td> <td>224,443,800円</td> </tr> <tr> <td>処理場整備事業</td> <td>91,379,000円</td> </tr> </table>	事業名	翌年度繰越額	管渠整備事業	1,274,164,900円	ポンプ場整備事業	224,443,800円	処理場整備事業	91,379,000円
事業名	翌年度繰越額										
管渠整備事業	1,274,164,900円										
ポンプ場整備事業	224,443,800円										
処理場整備事業	91,379,000円										
報告9	法人の経営状況について	財政	一般財団法人米子市開発公社ほか3法人の経営状況について報告しようとするもの								
報告10	議会の委任による専決処分について（法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	調査	<p>法律の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律の条項等の表記を変更したものの</p> <p>処分年月日 令和4年6月16日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 米子市手数料条例 (2) 米子市営住宅等の整備に関する基準を定める条例 (3) 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 								

報告 1 1	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	住宅政策	<p>市宮河崎住宅49R 2棟長寿命化改善建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年10月1日議決）の一部を変更したものの</p> <p>処分年月日 令和4年6月17日</p> <p>変更事項</p> <p>建物の外壁、軒裏及びバルコニー床面並びに本体基礎部分のひび割れ、欠損等に係る補修工事の追加等に伴う契約金額の増</p> <p>「221,430,000円」</p> <p>↓（+9,790,000円）</p> <p>「231,220,000円」</p>
報告 1 2	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	整備	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和4年5月30日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 14万8,544円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年4月4日、下水道部の職員が、下水道工事に係る業務のため下水道部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、米子市両三柳地内市道前谷1号線において、市自動車を方向転換させるため後退させていたところ、後方に停止していた相手方が運転する相手方所有の軽貨物自動車（以下「相手方自動車」という。）の前部に衝突し、相手方自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 1 3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和4年5月30日</p> <p>市側の過失割合 10割</p>

			<p>損害賠償額 4万150円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年4月11日、米子市立弓ヶ浜小学校の職員が、同校の敷地内において、刈払機を使用して草刈りの作業を行っていたところ、当該刈払機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が、市道夜見東23号線を走行していた相手方が運転する相手方所有の軽乗用自動車の右側面前方の窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させたもの。人身事故なし。</p>
報告14	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和4年6月15日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 7万2,000円</p> <p>相手方 甲 米子市在住の個人 乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和4年5月21日、米子市崎津保育園に入所する児童の保護者が、同園の行事として実施した草刈りの作業に参加し、同園の園庭において、刈払機を使用して草刈りを行っていたところ、当該刈払機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が、当該園庭に近接する同園の職員駐車場内に相手方乙が駐車させていた相手方甲所有の小型乗用自動車の後面ガラスに当たり、当該後面ガラスを破損させたもの。人身事故なし。</p>

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	こども施設	福米西小学校屋内運動場改築建築主体工事
	工事請負契約の締結について	こども施設	福米西小学校プール改築建築主体工事
	令和3年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	
	令和3年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	
	令和3年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水道局	
	令和3年度米子市下水道事業会計の決算認定について	下水道企画	
	令和3年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	下水道企画	
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了によるもの 1人